

 	第568号 <small>(毎月1回発行)</small>	 応援します  Exposition of Global Harmony
	発行所 日本自転車振興会 東京都港区赤坂 1丁目9番15号 電話03(3582)3311(代)	



ダービー初制覇した伏見俊昭(中央)と2着の佐藤慎太郎(左)、3着の出口真浩(右)各選手

目 次	
今月のトピックス	
伏見がダービー初制覇、特別3年ぶり2度目	平成15年度外国人選手資格検定合格者の選手登録 ... 18
五日市誠が89期チャンピオンに	競輪審判員の登録消除 19
稲垣裕之が世界選手権出場権獲得	競輪検車員の認定取り消し 19
5月の競輪開催日程 2	平成16年度車両協議公益資金記念財団助成金の
自転車競技会事故共済制度に関する業務の方法に	交付に関する要望受付について 19
関する規程の一部改正について 3	平成16年4月競輪出場あっせん状況 22
平成15年度選手資格合格者の登録 9	平成16年4月競輪出場あっせん概況表 22
競輪選手の登録事項の変更 10	平成16年4月開催競輪選手需給状況表 22
競輪選手の登録消除 10	平成16年5月競輪出場あっせん計画 23
競輪選手の登録更新 11	平成16年5月開催競輪選手需給計画表 23
先頭誘導選手の認定・認定更新・認定抹消 16	登録・認定数等 23
先頭誘導選手の認定取り消し 17	車券売上状況(3月分) 24

今月のトピックス

伏見がダービー初制覇、特別3年ぶり2度目

第57回日本選手権競輪(G)の決勝戦は3月28日、静岡競輪最終日第11レースで勝ち上がった9選手によって争われ、伏見俊昭(福島)がまくってダービー初優勝、賞金6600万円(副賞含む)を獲得した。伏見の特別競輪優勝は01年9月の岐阜オールスター以来2回目。

2着は伏見マークの佐藤慎太郎(福島)が入り、人気の村上義弘(京都)は先行したものの7着に敗れた。

今シーズンの売り上げは256億3961万6600円。

五日市誠が89期チャンピオンに

日本競輪学校第89回生卒業記念レースの決勝は4月7日、静岡県伊豆市の同校南400メートルピストで予選、準決勝を勝ち抜いてきたベスト9で争われ、五日市誠(青森=19)が勝負どころの3コーナーから追い込みを決め優勝、89期チャンピオンの座に就いた。

2着は白水洵(福岡=20)、3着には山口泰生(岐阜=22)が入った。

第89回生74人は同日卒業、5月1日選手登録後、7月から各地でデビューする。

稲垣裕之が世界選手権出場権獲得

自転車のアジア選手権第5日は4月15日、三重県四日市競輪場でトラック競技を行い、男子スプリントで稲垣裕之(京都)が優勝し、5月26日に豪州メルボルンで開幕する世界選手権の出場権を獲得した。日本は矢口啓一郎(群馬)井上昌己(長崎)大森慶一(北海道)で臨んだ男子チームスプリントも制し、この種目7連覇。男子一万メートルスクラッチは内田慶(栃木)が勝った。

最終日の16日は男子ケイリンで矢口啓一郎(群馬)が2連覇し、日本勢が八大会連続で同種目を制した。ジュニア男子千メートルタイムトライアルは、早坂秀悟(日本競輪学校)が制し、同ケイリンと合わせ、この日2種目で優勝。男子千メートルタイムトライアルは井上昌己(長崎)が勝った。

第57回日本選手権競輪(G)決勝成績

=3月28日静岡11R・先頭固定競走2425m=

着順	枠番	車番	選手名	年令	登録	上がり着差	今回成績
1	③		伏見 俊昭	28	福島	11秒4	⑨
2	⑤		佐藤慎太郎	27	福島	1/4輪	③⑥
3	④		出口 真浩	34	神奈	1身	
4	④		大井 啓世	38	奈良	1 1/2輪	③⑨
5	⑤		瀨口 高彰	36	岐阜	1 1/2輪	①⑧
6	①		小野 俊之	27	大分	1/2身	②④
7	②		村上 義弘	29	京都	1/2輪	①⑦
8	⑥		山口 幸二	35	岐阜	1身	⑧
9	⑥		伊藤 保文	31	京都	大差	

決めて=まくり 2枠複③-⑤ 1,030円
 2車単 - 2,370円
 3連単 7,620円



卒業記念レースで優勝し、同級生に胴上げされる五日市誠選手

(写真は共同通信社提供)

5月の競輪開催日程

函館【ナ1~3【ナ12~14【ナ25~27】	小田原(9~11【21~23】)	岸和田【4~6【♡12~14】19~21】
青森(4~6【8~10】21~23【28~30】)	伊東【4~6【28~30】)	玉野【8~10【19~21】)
いわき平【4~6【11~13】22~24】	静岡(15~17【22~24】)	広島(19~21)
弥彦(4~6【21~23】29~31)	豊橋(4~6【8~10】)	防府(4~6【12~14】)
前橋(4~6【29~31】)	一宮【22~24】)	高松【4~6【19~21】27~29】)
取手(4~6【29~31】)	名古屋【9~11【19~21】)	観音寺(22~25)
宇都宮【8~10【15~18】)	岐阜(2~4【♡5~7【12~14】)	小松島【12~14】)
大宮(19~21【28~30】)	大垣(15~17【25~27】)	高知(4~6【19~21】)
西武園(11~13【25~27】)	松阪(22~24)	松山(4~6【12~14】28~30)
京王閣(ナ3~5【ナ29~31】)	四日市(K 8【12~14【28~31】)	小倉(ナ4~6【ナ15~17】)
立川(4/30~2【21~23】)	富山(4~6【14~16【22~24】)	別府【25~27【28~30】)
松戸(12~14【26~28】)	福井【9~11【19~21】)	武雄(8~10【12~14【26~28】)
千葉【4~6【22~24】)	大津(3~5【22~24】)	佐世保(21~23)
花月園【4~6【12~14】)	奈良(4/30~2【7~9【26~28】)	久留米【19~21【22~24】)
川崎(ナ7~9【ナ21~23】)	向日町(15~17【19~21】)	熊本【4~6【8~10】)
平塚(4/30~3【ナ27~29】)	和歌山(22~24)	

(注) 1. 太字はG を表す。(太字の【 】はF を表す)
 2. 印は施設等改善競輪の実施を表し、♡印は協賛競輪を表し、Kと示した節は国際競輪の実施を表す。
 3. 太字のナはナイター競輪を表す。

認 可

平成16・03・18製第7号
平成16年3月18日

日本自転車振興会会長 小川 邦夫 殿
経済産業大臣 中川 昭一

自転車競技会事故共済制度に関する業務の方法に関する規程の一部改正について

平成16年3月18日付け15日振企第15号をもって申請のありました上記の件については、自転車競技法第12条の18第1項の規定に基づき、認可します。

「自転車競技会事故共済制度に関する業務の方法に関する規程」の一部改正について

1. 改正の趣旨
- (1) 自転車競技法改正に伴う自転車競技会への実施事務委託方式の変更について(第4条、第6条、第7条、第8条、第9条関係)

本規程は、競輪の開催が事故により中止され、又は途中で打ち切られた場合に自転車競技会が被る損失を共済するため、自転車競技法第12条の18第2項第6号及び同法施行規則第39条第9号の規定に基づき、本会が経済産業大臣の認可を受けて定めているが、平成14年3月の自転車競技法の改正により平成15年度から自転車競技会の収入が交付金から施行者との委託契約に基づく受託収入となったため、所要の改正を行う。
- (2) 共済制度の運用について(第17条関係)

自転車競技会の競技関係の事務処理に要する義務的経費が、経済産業大臣の認可を受けた予算作成後に生

じた事由のため予算を超過することが明らかであつて、競輪の公正安全な競技運営に支障を生じるおそれがあると認めた場合は、共済掛金及びその運用によって生じた利息収入の累積残額が累積限度額を超える金額の範囲内において事故共済に準じてこれを支弁できるよう、新たな規定を設けることとする。

- (3) 付録「自転車競技会事故共済約款」の一部改正について(第18条関係)

本約款は共済制度の実施に関し、本会が自転車競技会と締結する契約について定めているものであることから、本規程の一部改正に伴い所要の改正を行う。

- (4) その他(第19条関係)

本規程に関する細部の要領について別に定める。
2. 改正の内容

「自転車競技会事故共済制度に関する業務の方法に関する規程」一部改正
新旧対照表のとおり
3. 施行年月日

この規程は、経済産業大臣の認可の日(平成16年3月18日)から施行する。

「自転車競技会事故共済制度に関する業務の方法に関する規程」の一部を改正する規程

自転車競技会事故共済制度に関する業務の方法に関する規程(昭和45年7月1日45重第1385号認可)の一部を別添の新旧対照表における改正案のとおり改める。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣の認可の日(平成16年3月18日)から施行する。
- 2 平成15年度内における共済掛金の累積限度額及び共済金の金額について、改正後の第8条及び第9条の規定を適用する場合における同条中「受託収入」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。

「自転車競技会事故共済制度に関する業務の方法に関する規程」一部改正新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、自転車競技法(以下「法」という。)第12条の18第2項第6号及び同法施行規則第39条第9号の規定に基づき、自転車競技会事故共済制度(以下「共済制度」という。)を実施するため、自転車競技会が拠出する共済掛金及び日本自転車振興会(以下「本会」という。)が支給する共済金の算出基準、その他共済制度の実施に関し必要な事項について定める。</p> <p>第2条 本会が法第12条の16第2項の規定に基づき、経済産業大臣の認可を受けて行う共済制度の実施に関する業務は、すべてこの規程の定めるところによる。</p> <p>(共済事故)</p> <p>第3条 この規程において共済事故とは、次に掲げる事</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 同 左</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 同 左</p> <p>(共済事故)</p> <p>第3条 同 左</p>

由により競輪の開催が中止又は中途打ち切りとなった事態をいう。

- (1) 天災地変又は雨天等気象状況の悪化(おそれのある場合を含む。)
- (2) 紛争又は騒じょう
- (3) 経済産業大臣の命令又は勧告
- (4) 第三者による開催不能
- (5) その他本会が経済産業大臣の承認を受けた事由

(新 設)

(権利義務関係の成立)

第4条 共済制度に係る本会と自転車競技会との権利義務関係は、本会が当該自転車競技会から共済制度への加入申込書を受理したときに成立する。

(共済掛金の額)

第9条 自転車競技会が本会に拠出すべき共済掛金の額は、各競輪場の1開催ごとに、当該開催に係る車券売上金額が10億円未満であるとき及び10億円以上であるときについて、それぞれ当該競輪場に係る交付金の額に1,000分の8及び1,000分の10を乗じて得た金額とする。

(拠出の時期)

第10条 自転車競技会は、前条の規定により算出した金額を当該競輪終了後2月以内に共済掛金計算書を添付して本会に拠出するものとする。

(共済掛金の返還拒否)

第12条 本会は、自転車競技会が第10条の規定により拠出した共済掛金を、いかなる理由があつても返還しないものとする。

(共済掛金の累積限度額)

第11条 自転車競技会が本会に対して拠出した共済掛金の累積額(第8条の規定により支払った金額を除く。)は、前年度交付金合計額の12分の1に相当する金額を限度とする。

(共済金の金額)

第5条 自転車競技会の受託に係る競輪に共済事故が発生したことにより本会が当該自転車競技会に対して支給する共済金の金額は、当該競輪場について前年度において自転車競技会が競技関係の実施の事務を処理するために交付を受けた交付金(以下「交付金」という。)の合計額を総開催日数で除して得た金額に、当該共済

(共済の対象とする範囲)

第4条 自転車競技会が前条に定める共済事故により損失を被ることとなったときは、これを共済する。ただし、当該損失につき、競輪施行者から別途補填されることとなっている場合は共済の対象としない。

(権利義務関係の成立)

第5条 同 左

(共済掛金の額)

第6条 自転車競技会が本会に拠出すべき共済掛金の額は、当該事業年度の競技関係実施事務を処理するために自転車競技会が競輪施行者から取得する金額(以下「受託収入」という。)に1,000分の8を乗じて得た金額とする。

(共済掛金の拠出)

第7条 自転車競技会は、前条の規定により算出した金額を当該事業年度終了後2月以内に共済掛金計算書を添付して本会に拠出するものとし、本会は、拠出された共済掛金をいかなる理由があつても返還しないものとする。

(削除：第7条に統合)

(共済掛金等の累積限度額)

第8条 共済掛金及びその運用によって生じた利息収入(以下「共済掛金等」という。)の累積残額が、前事業年度の受託収入合計額の12分の1に相当する金額(以下「限度額」という。)を上回るときは、共済掛金の拠出を停止する。

(共済金の金額)

第9条 第4条の事由により本会が自転車競技会に対して支給する共済金の金額は、当該競輪場について前事業年度の受託収入合計額を総開催日数で除して得た金額に、当該共済事故に係る日数を乗じて得た額の100分の60に相当する金額とする。

事故に係る日数を乗じて得た額の100分の60に相当する金額とする。

(共済金の申請)

第6条 自転車競技会は、その受託に係る競輪に共済事故が発生したときは、発生後3月以内に共済金申請書を本会に提出して共済金の支給を申請することができる。

(共済金の決定)

第7条 本会は、自転車競技会から前条の規定による申請書を受理したときは、その事実および内容について調査し確認した後、支給すべき共済金の金額を決定するものとする。

(共済金の支払い)

第8条 本会は、前条の規定により支給すべき共済金の金額を決定したときは、共済金決定書を作成し、これを添付して当該申請のあつた自転車競技会に対し決定後7日以内に共済金を支払うものとする。

(共済金の減額)

第13条 第5条に定める共済金の支払に不足が生ずるときは、本会は、経済産業大臣の承認を受けてその共済金の額を減額することができる。

(共済金の返還)

第14条 自転車競技会は、共済金の支払いを受けた後、当該共済事故の発生に係る競輪がその後代替開催された場合には、当該支払いを受けた共済金を当該競輪終了後30日以内に本会に返還しなければならない。

(端数処理)

第15条 共済掛金および共済金の算定につき1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(共済掛金の区分経理)

第16条 本会は、自転車競技会から提出された共済掛金を特別勘定を設けて管理し、本制度に関するものの支出以外の支出に充てないものとする。

(新 設)

(共済金の申請)

第10条 自転車競技会は、第4条に該当するに至ったときは、共済事故発生後3月以内に共済金申請書を本会に提出して共済金の支給を申請することができる。

(共済金の決定)

第11条 本会は、自転車競技会から前条の規定による申請書を受理したときは、その事実及び内容について調査し確認した後、支給すべき共済金の金額を決定するものとする。

(共済金の支払い)

第12条 同 左

(共済金の減額)

第13条 第9条に定める共済金の支払いに不足が生ずるときは、本会は、その共済金の額を減額することができる。

(共済金の返還)

第14条 同 左

(端数処理)

第15条 共済掛金及び共済金の算定につき1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(共済掛金の区分経理)

第16条 本会は、共済掛金を特別勘定を設けて管理し、本制度に関するものの支出以外の支出に充てないものとする。

(共済制度の運用)

第17条 自転車競技会において、競技関係の事務処理に要する義務的経費が、経済産業大臣の認可を受けた予算の作成後に生じた事由のため予算を超過することが明らかとなるときは、次のいずれにも該当する場合に限り、共済掛金等の累積残額が第8条に定める限度額を超える金額の範囲内において、その超過額を支弁することができる。

(1) 超過額の全部又は一部が競輪施行者からの受託収入をもって支弁されないこと。

(2) 超過額を支弁するために自転車競技会が保有する資金(運営改善基本金を除く。)を充てないこと。

<p>(事故共済約款) 第17条 共済制度の実施に関し、本会が自転車競技会と締結する契約は、付録の自転車競技会事故共済約款による。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(3) <u>超過額を支弁しなければ競輪の公正安全な運営に支障を生じるおそれがあると認められること。</u></p> <p>2 <u>自転車競技会は、前項の支給申請を当該事業年度内に行うものとする。</u></p> <p>(事故共済約款) 第18条 同 左</p> <p>(細則への委任) 第19条 <u>この規程に関する細部の要領については、別に定める。</u></p> <p>附 則 1 この規程は、経済産業大臣の認可の日(平成16年3月18日)から施行する。 2 平成15年度内における共済掛金の累積限度額及び共済金の金額について、改正後の第8条及び第9条の規定を適用する場合における同条中「受託収入」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。</p>
--	--

付録(第18条関係)「自転車競技会事故共済約款」一部改正新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(総則) 第1条 この約款は、日本自転車振興会(以下「本会」という。)が、自転車競技法(以下「法」という。)第12条の18第2項第6号及び同法施行規則第39条第9号の規定に基づいて自転車競技会と締結する自転車競技会事故共済契約の内容を定めるものとする。</p> <p>(共済金の給付) 第2条 本会は、この約款の定めるところに従い第3条に定める事故に対し共済金を給付する責に任ずる。</p> <p>(共済給付金の対象となる事故) 第3条 本共済制度の共済金の給付の対象となる事故は、次に掲げる事由により競輪の開催が中止又は中途打ち切りとなった場合とする。 (1) 天災地変又は雨天等気象状況の悪化(おそれのあった場合も含む。) (2) 紛争又は騒じょう (3) 経済産業大臣の命令又は勧告 (4) 第三者による開催不能 (5) その他本会が経済産業大臣の承認を受けた事由</p> <p>(共済金給付の対象とならない事故) 第4条 <u>次に掲げる事由により競輪の開催が中止又は中途打ち切りとなった場合は、共済金給付の対象とならない。</u></p>	<p>(総則) 第1条 同 左</p> <p>(共済金の給付) 第2条 本会は、この約款の定めるところに従い、<u>第4条に定める共済給付金の対象となる範囲に該当するに至ったときは、共済金を給付する責に任ずる。</u></p> <p>(共済給付金の対象となる事故) 第3条 同 左</p> <p>(共済給付金の対象となる範囲) 第4条 <u>自転車競技会が前条に定める共済事故により損失を被ることとなったときは、これを共済する。ただし、当該損失につき、競輪施行者から別途補填される</u></p>

- (1) 施行者の開催権の返上又は開催日数削減
(2) 自転車競技会の直接的有責行為

(共済掛金額)

第5条 自転車競技会が本会に拠出すべき共済掛金の額は、次の算式により算出した額とする。

(1) 一開催車券売上額10億円未満の場合

$$\frac{\text{各競輪場 - 開催の競技関係交付金額} \times 8}{1,000}$$

(2) 一開催車券売上額10億円以上の場合

$$\frac{\text{各競輪場 - 開催の競技関係交付金額} \times 10}{1,000}$$

(共済掛金拠出の時期及び方法)

第6条 自転車競技会は、前条の規定により算出した金額を当該競輪終了後2月以内に共済掛金計算書を添付して本会に拠出しなければならない。

(共済掛金の累積限度額)

第7条 共済掛金の累積限度額は、前年度競技関係交付金合計額の12分の1に相当する金額とする。

(共済掛金の返還拒否)

第8条 本会は、自転車競技会が拠出した共済掛金をいかなる理由があっても返還しないものとする。

(共済金額)

第9条 自転車競技会の受託に係る競輪に、第3条に掲げる事故が発生した場合に、本会が自転車競技会に対して支給する共済金の額は、次の算式により算出した額とする。

$$\left[\frac{\text{当該競輪場の前年度の競技関係交付金合計額}}{\text{当該競輪場の前年度の総開催日数}} \times \text{当該事故日数} \right] \times \frac{60}{100}$$

2 前項の規定にかかわらず、自転車競技会が第三者から損害のてん補を受けた場合における共済金の額は、次の算式により算出した額とする。

$$\left[\frac{\text{当該競輪場の前年度の競技関係交付金合計額}}{\text{当該競輪場の前年度の総開催日数}} \times \text{当該事故日数} - \text{第三者によるてん補額} \right] \times \frac{60}{100}$$

こととなっている場合は共済の対象としない。

(共済掛金額)

第5条 自転車競技会が本会に拠出すべき共済掛金の額は、当該事業年度の競技関係実施事務を処理するために自転車競技会が競輪施行者から取得する金額(以下「受託収入」という。)に1,000分の8を乗じて得た金額とする。

(共済掛金拠出の時期及び方法)

第6条 自転車競技会は、前条の規定により算出した金額を当該事業年度終了後2月以内に共済掛金計算書を添付して本会に拠出するものとし、本会は拠出された共済掛金をいかなる理由があっても返還しないものとする。

(共済掛金等の累積限度額)

第7条 共済掛金及びその運用によって生じた利息収入(以下「共済掛金等」という。)の累積残額が、前事業年度の受託収入合計額の12分の1に相当する金額(以下「限度額」という。)を上回るときは、共済掛金の拠出を停止する。

(削除：第6条に統合)

(共済金額)

第8条 第4条の事由により本会が自転車競技会に対して支給する共済金の金額は、当該競輪場について前事業年度の受託収入合計額を総開催日数で除して得た金額に、当該共済事故に係る日数を乗じて得た額の100分の60に相当する金額とする。但し、第三者から損害のてん補を受けた場合は次の算式により算出した額とする。

$$\left[\frac{\text{当該競輪場の前事業年度の受託収入合計額}}{\text{総開催日数}} \times \text{当該事故日数} - \text{第三者によるてん補額} \right] \times \frac{60}{100}$$

(削る)

(共済金給付申請)

第10条 自転車競技会は、その受託に係る競輪に第3条に定める事故が発生したときは、事故発生後3月以内に共済金給付申請書を本会に提出するものとする。

(共済金の決定)

第11条 本会は、自転車競技会から共済金給付申請を受理したときは、その事実及び内容について調査し、確認した後、支給すべき共済金の額を決定するものとする。

(共済金の支払)

第12条 本会は、第9条の規定により支給すべき共済金額を決定したときは、共済金決定書を作成してこれを添付して当該申請のあった自転車競技会に対し決定後7日以内に共済金を支払うものとする。

(共済金の減額)

第13条 第9条に定める共済金の支払に不足が生ずるときは、本会は経済産業大臣の承認を受けて共済金の額を減額することができる。

(共済金の返還)

第14条 自転車競技会は、共済金の支払を受けた後当該共済金支給の対象となった競輪が、その後代替開催され、共済金支給の理由が消滅した場合には、既に支払を受けた共済金を当該競輪終了後30日以内に共済金返還計算書を添付して本会に返還しなければならない。

2 自転車競技会は、第10条に定める共済金給付申請書を提出した後、又は第9条に定める共済金の給付を既に受けた後、第三者から損害のてん補を受けた場合には、共済金の給付を受けた日又は第三者からてん補を受けた日から30日以内に第9条第2項による額を超える額について共済金返還計算書を添付して本会に返還しなければならない。

(権利義務の有効期間)

第15条 本共済制度に係る本会と自転車競技会との権利義務関係の有効期間は、本会が加入申込書を受理した日から当該年度の3月31日までとする。

(端数処理)

第16条 共済掛金及び共済金の算定につき1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(指定金融機関)

第17条 自転車競技会は、第6条に定める共済掛金の拠出及び第14条に定める共済金の返還については、本会の指定する金融機関に払い込むものとする。

(新 設)

(共済金の申請)

第9条 自転車競技会は、第4条に該当するに至った場合は、事故発生後3月以内に共済金給付申請書を本会に提出して共済金の支給を申請することができる。

(共済金の決定)

第10条 同 左

(共済金の支払)

第11条 本会は、第8条の規定により支給すべき共済金額を決定したときは、共済金決定書を作成してこれを添付して当該申請のあった自転車競技会に対し決定後7日以内に共済金を支払うものとする。

(共済金の減額)

第12条 第8条に定める共済金の支払に不足が生ずるときは、本会は共済金の額を減額することができる。

(共済金の返還)

第13条 自転車競技会は、共済金の支払を受けた後、当該共済事故の発生に係る競輪がその後代替開催された場合は、当該支払を受けた共済金を当該競輪終了後30日以内に共済金返還計算書を添付して本会に返還しなければならない。

2 自転車競技会は、第8条に定める共済金の給付を受けた後、第三者から損害のてん補を受けた場合には、第三者からてん補を受けた日から30日以内に第8条による額を超える額について共済金返還計算書を添付して本会に返還しなければならない。

(権利義務の有効期間)

第14条 同 左

(端数処理)

第15条 同 左

(指定金融機関)

第16条 自転車競技会は、第6条に定める共済掛金の拠出及び第13条に定める共済金の返還については、本会の指定する金融機関に払い込むものとする。

(共済制度の運用)

第17条 自転車競技会において、競技関係の事務処理に要する義務的経費が、経済産業大臣の認可を受けた予算の作成後に生じた事由のため予算を超過することが

(その他)

第18条 その他約款に定めのない事項については、法令等又は関係者の協議によるものとする。

明らかなきは、次のいずれにも該当する場合に限り、共済掛金等の累積残額が第7条に定める限度額を超える金額の範囲内において、その超過額を支弁することができる。

(1) 超過額の全部又は一部が競輪施行者からの受託収入をもって支弁されないこと。

(2) 超過額を支弁するために自転車競技会が保有する資金(運営改善基本金を除く。)を充てないこと。

(3) 超過額を支弁しなければ競輪の公正安全な運営に支障を生じるおそれがあると認められること。

2 自転車競技会は、前項の支給申請を当該事業年度内に行うものとする。

(その他)

第18条 同 左

選 手

平成15年度選手資格検定合格者の選手登録

「競輪に関する業務の方法に関する規程」第73条の規定により選手資格検定を実施した結果、別添名簿の者(74名)が合格しましたので、「競輪審判員、選手および自転車登録規則」第15条の規定に基づき、平成16年5月1日付にて選手として登録します。

(16日振登第13号の1 平成16年4月16日)

登録番号	氏 名	登録府県
13976	明 田 春 喜	北海道
13977	川 邊 勇 太	北海道
13978	菊 地 圭 尚	北海道
13979	竹 内 優 也	北海道
13980	森 田 康 嗣	北海道
13981	阿 部 秀 樹	青 森
13982	五日市 誠	青 森
13983	大 崎 智 久	青 森
13984	栗 林 巧	青 森
13985	高 橋 陽 介	青 森
13986	石 田 岳 彦	岩 手
13987	鷹 木 官 玄	岩 手
13988	阿 部 英 光	宮 城
13989	大 泉 英 則	宮 城
13990	荻 原 尚 人	宮 城
13991	永 井 亮	宮 城
13992	植 村 翔 太	秋 田
13993	佐 藤 朋 也	秋 田
13994	杉 山 悠 也	秋 田
13995	須 藤 卓	秋 田
13996	丸 山 貴 秀	秋 田

13997	桐 生 卓 也	福 島
13998	桂 馬 将 人	福 島
13999	小 林 孝 文	福 島
14000	高 田 元 輝	福 島
14001	芳 賀 真 人	福 島
14002	渡 部 幸 訓	福 島
14003	須 賀 和 彦	茨 城
14004	松 永 将	茨 城
14005	山 本 健 也	茨 城
14006	青 木 亮 太	群 馬
14007	今 泉 薫	群 馬
14008	甲 斐 康 昭	群 馬
14009	大 澤 雄 大	埼 玉
14010	長谷川 辰 徳	埼 玉
14011	細 沼 健 治	埼 玉
14012	関 智 晴	新 潟
14013	中 山 健	新 潟
14014	須 藤 雄 太	千 葉
14015	米 倉 剛 志	千 葉
14016	石 塚 孝 幸	神 奈 川
14017	大 塚 玲	神 奈 川
14018	内 藤 秀 久	神 奈 川
14019	長 崎 達 也	神 奈 川
14020	松 坂 洋 平	神 奈 川
14021	森 川 剛	神 奈 川
14022	山 田 慎 一 郎	神 奈 川
14023	河 村 文 人	静 岡
14024	櫻 井 丈	静 岡
14025	鈴 木 宏 幸	愛 知
14026	高 橋 成 英	愛 知

14027	白井昌巨	岐阜
14028	山口泰生	岐阜
14029	上田国広	三重
14030	藤木裕	京都
14031	筒井裕哉	兵庫
14032	藤田真	兵庫
14033	藤縄洋介	兵庫
14034	鳥丸晃順	岡山
14035	伊藤大彦	徳島
14036	篠原龍馬	高知
14037	橋本勝弘	愛媛
14038	橋本強	愛媛
14039	白水洵	福岡
14040	竹内真一	福岡
14041	田中誠	福岡
14042	徳吉正治	福岡
14043	中園和剛	福岡
14044	八尋英輔	福岡
14045	吉本卓仁	福岡
14046	秋山貴宏	佐賀
14047	山田英明	佐賀
14048	川島勝	長崎
14049	廣田樹里	熊本

登録事項の変更

(15日振登第2号の51 平成16年3月26日)

県内移動(7名) 適用日 平成16年3月24日

登録番号	氏名	登録番号	氏名
11207	松田慶一	12207	渡会宏和
12717	伊藤一貴	12797	能登秀道
13142	黒田大介	13230	開坂秀明
13307	浦川尊明		

同

(16日振登第1号の1 平成16年4月2日)

県内移動(5名) 適用日 平成16年3月31日

登録番号	氏名	登録番号	氏名
12302	脇田良雄	12636	山崎裕二
13384	金子兼久	13688	田中亨司
13833	高橋和聖		

同

(16日振登第1号の2 平成16年4月9日)

県内移動(9名) 適用日 平成16年4月7日

登録番号	氏名	登録番号	氏名
10515	高橋武	10709	柴田芳孝
12087	瀬尾義弘	12395	山下亮三

12584	甲田聡	12587	中山由康
13216	古城英之	13254	古谷秀明
13326	齋藤光洋		

住居表示変更(8名)

登録番号	氏名	登録番号	氏名
8955	森實巧	10470	石川誠二
11817	有賀高士	12477	富井正門
12545	南正一	12815	旭健太郎
12845	林成人	13045	岩本和也

同

(16日振登第1号の3 平成16年4月16日)

県内移動(7名) 適用日 平成16年4月14日

登録番号	氏名	登録番号	氏名
11616	久松昇一	11885	大網俊昭
12146	中谷涉	12326	国武耕二
12623	田中福德	13280	植本金美
13683	福田直樹		

住居表示変更(8名)

適用日 平成16年4月14日

登録番号	氏名	登録番号	氏名
11049	森江孝行	11615	鈴木浩之
12056	椎屋光浩	12329	松尾正人
12516	鈴木直也	12661	鈴内雅也
13229	山中猛	13774	三枝孝彰

登録消除

(15日振登第2号の51 平成16年3月26日)

(2名) 登録消除日 平成16年3月23日

府県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏名
岐阜	9298	8992	A3	伊藤和徳
広島	10466	14006	A3	渡邊利明

(注)適用条項は登録規則第20条1号

同

(16日振登第1号の1 平成16年4月2日)

(7名) 登録消除日 平成16年3月25日

府県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏名
滋賀	11282	11695	A3	高木貴弘

登録消除日 平成16年3月26日

宮城	7816		A3	阿部道
東京	10180		A3	阿部重夫

登録消除日 平成16年 3月30日

茨 城	7926		A3	神保 久一
栃 木	9124		A3	高山 広美
福 島	9498		A3	明珍 周男
大 阪	11962	15327	A3	豊田 和史

(注) 適用条項は登録規則第20条 1号

同

(16日振登第1号の2 平成16年 4月 9日)

(1名) 登録消除日 平成16年 4月 1日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
神奈川	9013	8687	A3	堀籠 敏美

(注) 適用条項は登録規則第20条 1号

登録更新

(16日振登第1号の1 平成16年 4月 2日)

(469名) 登録更新日 平成16年 4月 1日

地 区	府 県	登録番号	氏 名
北日本	北海道	9490	大 森 芳 明
"	"	10372	久 保 力
"	"	10840	俵 信 之
"	"	11383	田 中 利 和
"	"	11764	穴 田 裕 哉
"	"	11765	蝦 名 勝 則
"	"	11766	齋 藤 明
"	"	11767	田 村 博 幸
"	"	11768	藤 田 篤
"	青 森	9492	榊 敏 晴
"	"	9935	高 坂 正 彦
"	"	9936	古 川 浩
"	"	9937	岩 崎 治
"	"	9938	舘 石 文 夫
"	"	10373	岡 堀 勉
"	"	10374	鹿 内 隆 之
"	"	10375	柳 谷 聡
"	"	11333	小 原 則 夫
"	"	11334	坂 本 勉
"	"	11335	奈 良 昭 芳
"	"	11769	宇 野 茂 樹
"	"	11770	松 井 一 良
"	岩 手	9495	佐々木 信 人
"	宮 城	9070	板 橋 正 勝
"	"	9072	高 橋 秀 昭
"	"	9939	伊里山 豊
"	"	10376	早 坂 悟
"	"	10843	太 田 政 克

北日本	宮 城	10844	小 林 武 男
"	秋 田	10377	高 橋 里 志
"	"	10842	高 橋 慶 勝
"	山 形	10378	大 場 務
"	福 島	9075	高 橋 由 一
"	"	9123	木 田 晴 夫
"	"	9501	町 島 洋 一
"	"	9943	矢 内 智
"	"	9947	大 沼 秀 樹
"	"	9955	出 井 一 彦
"	"	10380	添 田 広 福
"	"	10381	水 野 晴 男
"	"	10845	井 澤 一 平
"	"	10846	木野内 高
"	"	10847	穂 積 尚 男
"	"	11336	岡 本 貴 志
"	"	11772	大 沼 修
"	"	11773	菊 地 幹 雄
"	"	11774	三 輪 浩 一
"	"	11775	安 田 久 一
"	"	11776	矢 内 輝 雄
"	"	11777	吉 田 茂
関 東	茨 城	9076	内 田 幸 男
"	"	9077	永 澤 豊
"	"	9078	塚 本 昭 司
"	"	9504	大 月 伸 生
"	"	9506	小 倉 久 人
"	"	9944	油 下 勝
"	"	9976	喜 納 政 勝
"	"	10382	飯 島 貴 志
"	"	10384	出 澤 則 夫
"	"	10848	青 木 功
"	"	10849	川 瀬 章
"	"	11337	柏 井 勝 幸
"	"	11338	長谷部 純 也
"	"	11339	松 田 美智男
"	栃 木	9081	神 山 信 男
"	"	9082	平 石 光 弘
"	"	9084	落 合 秀 行
"	"	9508	福 田 克 之
"	"	9509	川 田 一 明
"	"	9945	渡 邊 敏 明
"	"	10385	荒 川 博 之
"	"	10386	福 田 陽 生
"	"	10387	渡 邊 伸 二
"	"	10850	米 田 英 行

關 東	栃 木	11341	黒 崎 直 行	關 東	東 京	9524	恩 田 繁 雄
"	"	11343	杉 山 齋	"	"	10401	宇 田 和 正
"	"	11346	野 崎 修 一	"	"	10402	櫻 井 久 雄
"	"	11347	渡 邊 藤 男	"	"	10403	篠 原 義 高
"	"	11778	神 山 雄 一 郎	"	"	10405	富 田 敏 彦
"	群 馬	9085	鈴 木 大 介	"	"	10863	鈴 木 康 雄
"	"	9088	川 井 富 男	"	"	11356	波 瀧 和 男
"	"	9089	高 橋 祥 一	"	"	11358	御 嶽 俊 二
"	"	9949	遠 藤 純 一 郎	"	"	11788	小 野 竜 一 郎
"	"	9950	青 木 達 哉	"	"	11789	馬 場 久
"	"	9951	中 村 修	"	"	11790	廣 川 貞 治
"	"	9952	坂 口 信 治	"	山 梨	10406	田 中 一
"	"	9954	狩 野 徹	"	"	11359	山 崎 大 司
"	"	10388	栗 原 春 仁	"	長 野	9961	藤 本 達 也
"	"	10389	高 橋 正 幸	"	"	10409	等 々 力 公 英
"	"	10391	野 村 健 志	"	"	11792	木 下 章
"	"	10392	福 島 猛 寿	"	新 潟	9526	原 田 則 夫
"	"	10393	矢 野 雅 彦	"	"	9962	小 川 隆
"	"	10394	山 田 哲 志	"	"	10865	小 林 昭 二
"	"	10852	根 岸 隆 雄	南 關 東	千 葉	9115	澤 邊 政 美
"	"	10854	福 島 永 寿	"	"	9117	因 田 勝 美
"	"	10855	水 島 洋 一	"	"	9566	三 浦 信 三
"	"	11348	秋 間 正 己	"	"	9963	横 木 城 一
"	"	11349	平 澤 尚 登	"	"	9965	笹 森 克 也
"	"	11350	堀 川 実 成	"	"	9967	提 箸 勝 則
"	"	11780	松 島 伸 安	"	"	10411	在 原 和 浩
"	"	11781	森 克 典	"	"	10412	筒 井 孝 之
"	埼 玉	9093	郷 野 孝 志	"	"	10413	中 里 和 弥
"	"	9096	片 折 康 行	"	"	10414	馬 場 進
"	"	9956	片 折 雷 太	"	"	10415	三 根 毅
"	"	9957	戸 張 俊 行	"	"	10866	桐 生 孝 二
"	"	10398	中 村 健 二	"	"	10867	小 島 博 幸
"	"	10400	森 田 唯 敬	"	"	10869	酢 崎 良 雄
"	"	10858	相 場 聖 二	"	"	10872	三 根 永 吾
"	"	10859	菊 地 稔	"	"	11360	進 藤 浩 行
"	"	10860	三 神 德 正	"	"	11361	早 川 清 士
"	"	10861	二 塚 正 裕	"	"	11793	加 藤 浩 次
"	"	11353	野 口 勇	"	"	11794	佐 藤 晃 三
"	"	11354	森 田 進	"	"	11795	森 下 太 志
"	"	11782	飯 島 規 之	"	神 奈 川	9535	星 川 淳
"	"	11783	伊 藤 友 明	"	"	9538	飯 田 勝 利
"	"	11784	鷹 觜 裕 紀	"	"	9970	東 晃 勉
"	"	11785	高 橋 義 彦	"	"	9971	三 ツ 井 勉
"	"	11786	辰 柳 覚	"	"	9972	荒 金 佳 男
"	東 京	9519	小 美 濃 誠	"	"	9973	池 田 猛 裕
"	"	9521	横 矢 正 助	"	"	9974	渡 辺 裕

南関東	神奈川	10416	岩崎好美	南関東	静岡	11801	内田晃弘
"	"	10418	小門洋一	"	"	11802	岡崎泰士
"	"	10419	小林睦明	"	"	11803	植田誠
"	"	10420	佐藤定良	"	"	11804	望月光宏
"	"	10432	山梨省造	"	"	11805	渡邊照臣
"	"	10874	梶山一人	中部	愛知	9550	門田康教
"	"	10876	高橋毅	"	"	9554	大竹広治
"	"	10879	金指康夫	"	"	9555	星野健一
"	"	11363	佐々木龍也	"	"	9991	國谷成彦
"	"	11364	遠澤健二	"	"	10435	佐藤嘉修
"	"	11796	川越義朗	"	"	10436	高橋慎一
"	"	11797	高地祐一	"	"	10437	田中新悟
"	"	11799	鈴木守	"	"	10438	森基恭
"	"	11800	三住博昭	"	"	10883	大谷浩之
"	"	11833	内藤高広	"	"	10884	岡田茂人
"	静岡	9133	河井琢美	"	"	10885	深谷和司
"	"	9134	藤田朝弘	"	"	10886	安藤俊樹
"	"	9544	高下堅至	"	"	10888	小田龍二
"	"	9547	国持晴彦	"	"	10890	近藤賢治
"	"	9549	安形年弘	"	"	10891	清水徹
"	"	9977	浅井陽二郎	"	"	10894	細川貴雄
"	"	9981	守屋利治	"	"	10895	山崎浩信
"	"	9983	柴田憲男	"	"	11378	石黒正紀
"	"	9984	望月克訓	"	"	11379	岩田明久
"	"	9986	牧野晴一	"	"	11380	長村達也
"	"	9987	三上金弥	"	"	11381	勝野俊秀
"	"	9988	長谷川輝夫	"	"	11382	清水広幸
"	"	10423	加藤浩利	"	"	11384	中村聖一
"	"	10424	栗田哲也	"	"	11387	古田勇治
"	"	10425	下貞夫	"	"	11806	生田陽介
"	"	10427	川崎勇至	"	"	11807	内田新二
"	"	10428	利倉秀雄	"	"	11808	榎本雄一
"	"	10430	深江智久	"	"	11809	樋渡三千男
"	"	10431	山崎勇人	"	"	11810	前川隆治
"	"	10433	渡辺孝	"	岐阜	9137	竹内久人
"	"	10878	柿島英之	"	"	9556	安藤功
"	"	10880	長島実	"	"	10440	大洞孝義
"	"	10881	吉田匡宏	"	"	10896	稲守和義
"	"	10882	渡邊公洋	"	"	10897	兼子義久
"	"	11365	飯沼繁一	"	"	10898	酒井昇
"	"	11366	池田学	"	"	10899	鈴木達也
"	"	11367	石川一浩	"	"	10900	三浦靖
"	"	11370	大澤嘉文	"	"	10901	安田佳隆
"	"	11372	黒瀬浩一	"	"	11386	馬場徹
"	"	11375	望月裕之	"	"	11812	山田裕仁
"	"	11376	渡邊優	"	三重	9141	藤井一也

中 部	三 重	9559	佐久間 重 光	近 畿	大 阪	11398	大 矢 勝 也
"	"	10442	片 岡 浩 也	"	"	11399	大 片 山 眞 二
"	"	10443	星 野 嘉 寛	"	"	11400	近 藤 益 德
"	"	11389	梅 澤 謙 芝	"	"	11401	柴 田 鉄 也
"	"	11390	花 井 良 浩	"	"	11402	中 島 豊
"	"	11391	藪 本 誠	"	"	11403	中 武 克 雄
"	"	11813	神 田 聖 治	"	"	11405	林 裕 也
"	"	11814	田 前 義 守	"	"	11406	水 島 章
"	石 川	9142	山 下 和 久	"	"	11407	森 村 優
"	"	11392	道 上 明	"	"	11408	山 本 利 彦
"	"	11817	有 賀 高 士	"	兵 庫	9570	亀 川 修 一
"	"	11818	越 村 哲 也	"	"	9571	金 岡 泰 孝
"	"	11819	宮 村 耕 一	"	"	9572	福 山 稔
近 畿	福 井	9560	西 江 仁 男	"	"	10005	前 田 秀 利
"	"	9561	前 田 明 彦	"	"	10453	岡 本 克 也
"	"	10444	上 山 豊 秋	"	"	10455	脇 田 眞 一
"	"	11820	橘 州 智	"	"	10912	野 山 明 範
"	"	11821	中 川 博 文	"	"	11404	西 尾 朋 之
"	滋 賀	9564	加奈川 英 三	"	"	11409	市 村 嘉 男
"	"	10445	三 谷 典 正	"	"	11411	富 野 勝 隆
"	"	10906	吉 岡 和 彦	中 国	岡 山	9573	市 原 一 幸
"	"	11394	島 尾 義 彦	"	"	9574	湯 浅 公 弘
"	"	11822	門 野 匡 秀	"	"	9575	近 藤 博 信
"	"	11823	北 川 智 博	"	"	10007	山 口 俊 哉
"	京 都	9996	松 本 整	"	"	10008	峰 重 龍 一
"	"	9997	山 森 雅 晶	"	"	10009	松 原 秀 史
"	"	10446	川 島 和 則	"	"	10011	長谷井 浩 二
"	"	10447	森 愛 一 郎	"	"	10458	奥 島 文 明
"	奈 良	9523	安 福 洋 一	"	"	10462	綱 島 和 治
"	"	9999	鈴 木 勝	"	"	10463	西 崎 浩
"	"	10448	藤 谷 昇	"	"	10464	松 原 正 明
"	"	10451	鈴 木 隆 志	"	"	10913	荻 野 裕 二
"	"	10907	中 井 義 実	"	"	10914	谷 尾 佳 昭
"	"	11825	小 林 直 宏	"	"	11415	大 野 良 明
"	"	11826	松 尾 大 喜	"	"	11416	大 前 寛 則
"	和 歌 山	10449	蛭 名 隆	"	"	11417	小 川 巧
"	"	10908	安 田 勝 利	"	"	11419	久 富 栄 二
"	"	11827	梶 原 崇 晃	"	"	11831	岡 野 順 一
"	"	11828	北 野 裕 宣	"	"	11832	倉 元 栄 一
"	"	11829	山 本 嘉 彦	"	"	11834	平 田 直 樹
"	大 阪	10001	伊 藤 浩	"	"	11835	藤 原 剛
"	"	10014	佐 古 雅 俊	"	広 島	9153	三 好 恵 三
"	"	10450	島 岡 兼 治	"	"	9578	岡 崎 清 孝
"	"	10910	日 向 義 治	"	"	10012	千 田 剛
"	"	10911	山 本 哲 也	"	"	10408	奥 田 稔 彦
"	"	11397	宇 土 孝 之	"	"	10417	礪 辺 正 彦

中 国	広 島	10465	森 江 信 行	四 国	愛 媛	11431	梶 應 弘 樹
"	"	10915	井ノ下 正 義	"	"	11432	松 末 聖 侍
"	"	10916	岩 田 直 樹	"	"	11849	武 智 眞
"	"	10918	齋 藤 勝	"	"	11850	菊 池 崇 史
"	"	11421	大久保 義 郎	"	"	11851	西 山 貞 春
"	"	11422	竹 田 和 志	"	"	11852	二 神 辰 男
"	"	11423	富 田 浩 征	九 州	福 岡	9594	嶋 田 誠
"	"	11836	景 山 秀 之	"	"	9931	西 山 良 兼
"	"	11837	奈良川 充	"	"	10025	山 本 稔
"	"	11838	平 坂 典 也	"	"	10471	今 村 保 德
"	"	11839	藤 倉 正 敏	"	"	10473	堤 秀 隆
"	"	11840	安 田 光 義	"	"	10937	薙 野 裕 昭
"	"	11841	山 口 誠	"	"	10939	松 田 尚 幸
"	山 口	10016	出 尾 一 司	"	"	10940	吉 岡 広 教
"	"	10467	藤 田 卓 也	"	"	10941	松 井 勝 則
"	"	10468	船 本 真 澄	"	"	11357	平 城 浩 次
"	"	10920	村 上 清 隆	"	"	11434	池 田 智 明
"	"	11842	白 井 圭 一 郎	"	"	11435	江 川 俊 郎
四 国	香 川	9580	今 村 雅 紀	"	"	11436	中 村 久 弥
"	"	10017	馬 場 圭 一	"	"	11437	服 卷 大 史
"	"	10921	綾 野 修 司	"	"	11438	日 浦 野
"	"	10922	河 渚 栄 司	"	"	11439	平 戸 栄 二
"	"	10923	橋 田 良 彦	"	"	11440	藤 井 克 衛
"	"	10924	三 谷 敏 広	"	"	11853	川 野 将 彦
"	"	11425	中 澤 昌 美	"	"	11854	紫 原 政 文
"	"	11426	宮 下 忠 憲	"	"	11855	箔 谷 剛
"	"	11843	小 川 貴 弘	"	"	11856	森 友 明
"	"	11844	堀 田 耕 市	"	"	11857	山 村 雅 彦
"	徳 島	10018	鎌 倉 宏 之	"	佐 賀	9601	大 淵 一 弘
"	"	10019	宮 本 明 彦	"	"	10943	中 野 龍 浩
"	"	11427	川 口 秀 人	"	"	10944	東 島 啓 文
"	"	11428	小 泉 孝 志	"	"	10945	松 尾 勉
"	"	11429	下 川 健 治	"	"	10946	山 口 昭 二
"	"	11845	後 藤 浩 二	"	"	11442	阿 部 眞 樹 雄
"	"	11846	高 田 健 一	"	"	11858	山 口 透
"	高 知	10929	竹 内 正 春	"	長 崎	10027	永 田 学
"	"	10930	中 村 浩 之	"	"	10948	縁 谷 孝 春
"	"	10931	橋 本 忠 延	"	"	10949	福 田 泰 弘
"	"	10932	和 田 昼 善	"	"	11441	松 尾 常 人
"	"	11430	小 松 正 典	"	"	11859	最 所 敏 洋
"	"	11847	赤 松 誠 一	"	"	11860	野 口 誠 一 郎
"	"	11848	福 元 義 和	"	大 分	10029	濱 田 健 治
"	愛 媛	9587	伊 藤 豊 明	"	"	10474	後 藤 玄 二
"	"	10470	石 川 誠 二	"	"	10951	木 元 敏 郎
"	"	10934	忽 那 利 文	"	"	10952	中 村 孝 次
"	"	10935	竹 田 和 樹	"	"	11861	石 黒 新 二 郎

九州	熊本	9165	水口正美
"	"	9604	伊木正明
"	"	9606	岡本誠也
"	"	9607	松野慶二
"	"	10031	西尾芳樹
"	"	10032	西浩吉
"	"	10033	西村勝也
"	"	10034	松本一人
"	"	10035	松本秀浩
"	"	10477	中林辰喜
"	"	10478	藤岡一也
"	"	10953	北島祐二
"	"	10954	境博文
"	"	10955	藤本博之
"	"	10956	宮邊一郎
"	"	11443	秋山晋三
"	"	11444	大窪伸一
"	"	11445	甲斐羊一
"	"	11446	田尻新吾
"	"	11448	中川博
"	"	11449	西川親幸
"	"	11450	藤村照彦
"	"	11798	柁原護
"	鹿児島	10396	川上納里
"	"	11451	重一徳
"	沖縄	9503	勅使川原登
"	"	11413	毛利陽一

福岡	17303	10471	今村保徳
佐賀	17304	11549	中村安志
大分	17305	12053	吉田和彦
熊本	17306	9922	西村康信

認定更新(45名) 更新年月日 平成16年4月1日

府 県	認定番号	登録番号	氏 名
栃 木	13469	10725	鈴木秀叔
"	16503	11571	大音博幸
群 馬	11519	10278	野町良志彦
"	11523	10394	山田哲志
"	14057	11224	金田徹
埼 玉	14543	12420	今井大
"	16504	13554	鈴木祥高
新 潟	16505	10865	小林昭二
"	16506	12358	川上秀明
"	16507	12429	阿部康雄
"	15288	13247	池端将巳
"	16508	13248	瀬戸貴志
"	15290	13249	諸橋愛
愛 知	16509	8728	葛谷秀樹
"	16511	12673	原田剛康
"	15292	13262	杉本達哉
滋 賀	16512	10445	三谷典正
"	15293	13276	佐々木武司
"	16513	13579	吉江恒
奈 良	11532	9523	安福洋一
"	16514	10777	渡辺真己
"	14062	12221	高本貴弘
"	13470	12371	丸井宏将
大 阪	12878	11406	水島章
"	14546	12457	中瀬一郎
岡 山	14063	9692	磯野浩一
"	14548	11042	月森光彦
"	14549	11302	前原雄大
"	16515	12126	三宅伸
"	14065	12381	妹尾英信
"	14067	12535	川崎洋
"	14068	12536	齋尾大丈夫
"	14069	12537	取鳥敬一
山 口	12260	11730	種田健次
高 知	11537	10358	大和章
"	15296	10930	中村浩之
"	15297	13295	佐々木則幸
"	15298	13296	林明宏

先頭誘導選手の認定・認定更新・認定抹消

(16日振登第1号の1 平成16年4月2日)

認定(18名) 認定年月日 平成16年4月1日

府 県	認定番号	登録番号	氏 名
宮 城	17289	9724	佐藤智英
"	17290	12003	佐藤拓哉
栃 木	17291	12862	松岡慶彦
群 馬	17292	9631	武藤高夫
"	17293	9747	岩下祐介
埼 玉	17294	11583	岡田道隆
愛 知	17295	9555	星野健一
"	17296	10891	清水徹
奈 良	17297	13486	玉置毅
大 阪	17298	11926	渡邊泰夫
岡 山	17299	9453	大平功
"	17300	13737	筒井敦史
高 知	17301	12542	森下忠夫
福 岡	17302	9710	矢野昭司

愛 媛	14071	12239	池 内 吾 郎
"	14072	12765	福 山 幸 作
福 岡	15300	10817	平 尾 信 数
"	14552	12767	林 次 郎
長 崎	15302	13298	井 手 健
大 分	15304	13149	草 野 敏 章
熊 本	16516	12403	守 田 秀 昭

認定抹消(6名) 抹消年月日 平成16年4月1日

府 県	認定番号	登録番号	氏 名
福 島	14541	12341	鈴 木 健 一
"	15901	12937	十文字 菊 雄
兵 庫	10850	10337	鈴 木 勘 市
"	10852	10669	金 岡 浩 章
"	12259	10912	野 山 明 範
"	11536	11296	宮 長 伸

先頭誘導選手の認定取り消し

(16日振登第1号の1 平成16年4月2日)

(2名) = あっせん停止

登録番号	選手名	府県	認定番号	認定取消日	再認定可能日
13200	山本 貴士	石川	15241	平成16年4月1日	平成16年10月1日
13894	園田 匠	福岡	17105	平成16年4月1日	平成17年4月1日

同

(16日振登第1号の2 平成16年4月9日)

(30名) = あっせんしない処置

登録番号	選手名	府県	認定番号	認定取消日	再認定可能日
8667	菊地 優	福岡	16162	平成16年5月1日	平成17年5月1日
9300	岩田 強	岐阜	10450	平成16年5月1日	平成17年5月1日
9580	今村 雅紀	香川	12847	平成16年5月1日	平成17年5月1日
9984	望月 克訓	静岡	14600	平成16年5月1日	平成17年5月1日
10007	山口 俊哉	岡山	9823	平成16年5月1日	平成17年5月1日
10093	平野 国松	北海道	15464	平成16年5月1日	平成17年5月1日
10143	荘田 彰男	大分	15038	平成16年5月1日	平成17年5月1日
10232	徳永 博伸	福岡	13242	平成16年5月1日	平成17年5月1日
10467	藤田 卓也	山口	12241	平成16年5月1日	平成17年5月1日

10643	家田 剛資	愛知	17234	平成16年5月1日	平成17年5月1日
10718	星 進一	宮城	11380	平成16年5月1日	平成17年5月1日
10910	日向 義治	大阪	11106	平成16年5月1日	平成17年5月1日
11005	皆藤 直弘	千葉	14899	平成16年5月1日	平成17年5月1日
11142	小林 宏年	静岡	12425	平成16年5月1日	平成17年5月1日
11281	酒井 耕介	京都	11694	平成16年5月1日	平成17年5月1日
11886	栗本 洋	千葉	16614	平成16年5月1日	平成17年5月1日
12257	角掛 徹雄	岩手	13346	平成16年5月1日	平成17年5月1日
12427	高山 聡	東京	16053	平成16年5月1日	平成17年5月1日
12524	西岡 一哉	京都	13744	平成16年5月1日	平成17年5月1日
12616	吉田 周司	香川	16161	平成16年5月1日	平成17年5月1日
12728	飯田 辰哉	千葉	14907	平成16年5月1日	平成17年5月1日
12782	米丸 俊成	熊本	14199	平成16年5月1日	平成17年5月1日
12908	丹波 福道	岡山	14950	平成16年5月1日	平成17年5月1日
12944	渡邊 恭典	栃木	15726	平成16年5月1日	平成17年5月1日
12987	堤 洋	徳島	14560	平成16年5月1日	平成17年5月1日
13236	軍司 竜也	茨城	15514	平成16年5月1日	平成17年5月1日
13335	坂上 樹大	石川	15479	平成16年5月1日	平成17年5月1日
13355	桑原 大志	山口	15443	平成16年5月1日	平成17年5月1日
13505	住村 実	徳島	15941	平成16年5月1日	平成17年5月1日
13739	石山 直哉	徳島	16348	平成16年5月1日	平成17年5月1日

(33名) = あっせんしない処置

登録番号	選手名	府県	認定番号	認定取消日	再認定可能日
9335	江嶋 康光	福岡	15449	平成16年6月1日	平成17年6月1日
9490	大森 芳明	北海道	9312	平成16年6月1日	平成17年6月1日
9764	中川 聡志	新潟	9338	平成16年6月1日	平成17年6月1日

9855	楠ノ瀬茂樹	東京	17232	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日
10197	鷓飼 弘明	愛知	10497	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日
10306	米川 真	神奈川	10606	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日
10375	柳谷 聡	青森	10520	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日
10522	栗田 安博	静岡	14709	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日
10826	赤峰 春美	大分	11026	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日
10993	枝並 畝日	東京	16524	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日
11360	進藤 浩行	千葉	17158	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日
11544	由川 丈夫	福岡	14620	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日
11582	太田 耕二	埼玉	16959	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日
11823	北川 智博	滋賀	16361	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日
11946	森 理	徳島	12551	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日
12004	出口 眞浩	神奈川	16909	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日
12010	荒木 勝成	愛知	13303	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日
12064	有坂 直樹	秋田	16762	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日
12195	森田 真幸	神奈川	13275	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日
12279	勝俣 浩一	神奈川	13385	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日
12311	山本幸二郎	徳島	14920	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日
12345	幸田 光博	栃木	15818	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日
12804	田中 裕二	東京	16340	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日
12865	和田 文臣	群馬	17005	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日
12871	藤井 克信	東京	16860	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日
12936	栗田 伸也	山形	17116	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日
13026	高橋 敦史	千葉	14909	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日
13067	池田 英樹	福岡	16842	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日
13140	小倉 竜二	徳島	16637	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日

13246	山崎 充央	東京	17153	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日
13308	木村 貴宏	茨城	16813	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日
13311	根本 雄紀	茨城	16190	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日
13675	鈴木 友仁	福島	16687	平成16年 6月1日	平成17年 6月1日

平成15年度外国人選手資格検定合格者の選手登録

「競輪に関する業務の方法に関する規程」第73条の規定及び「国際競輪に関する業務の方法の特例に関する規程」により外国人選手資格検定を実施した結果、別添名簿の者(9名)が合格しましたので、「競輪審判員、選手および自転車登録規則」第15条の規定に基づき、平成16年3月25日付をもって選手として登録いたしました。

(15日振登第188号 平成16年3月26日)

級	登録番号	氏名	年令	生年月日	国名
S	130047	パベル ブラン Pavel BURAN	30	1973/4/25 (S48)	チェコ
S	130053	ジョビー ダイカ Jobie DAJKA	22	1981/12/11 (S56)	オーストラリア
S	130054	ホセアントニオ ピラヌエバ Jose Antonio VILLANUEVA	25	1979/2/3 (S54)	スペイン
S	130058	マーク フレンチ Mark FRENCH	19	1984/10/13 (S59)	オーストラリア
S	130059	ライアン ベイリー Ryan BAYLEY	22	1982/3/9 (S57)	オーストラリア
S	130060	バリー フォルデ Barry FORDE	27	1976/9/17 (S51)	バルバドス
S	130061	ロス エドガー Ross EDGAR	21	1983/1/3 (S58)	イギリス
S	130062	ルカシュ クウィアコウスキ Lukasz KWIATKOWSKI	21	1982/5/29 (S57)	ポーランド
S	130063	アンドレイ ビノクロフ Andriy VYNOKUROV	21	1982/8/14 (S57)	ウクライナ
居 所 〒410-2402 静岡県伊豆市大野1827番地 日本CSC 合宿所内					

(注) 級班については、コンピュータ処理上S級1班とする。
年令は平成16年3月25日現在である。

審判員

登録消除

「競輪審判員、選手および自転車登録規則」に基づき、下記のとおり登録を消除しました。

(1名) (15日振登第189号 平成16年3月31日)

競技会	登録番号	認定番号	氏名	消除(取消)日	適用条項
関東	2898	A-9	森 一起	平成16年3月24日	登録規則第13条第1号

同

(1名) (16日振登第8号 平成16年4月7日)

競技会	登録番号	認定番号	氏名	消除(取消)日	適用条項
近畿	3865	B-439	西上宗治	平成16年4月1日	登録規則第13条第3号

同

(1名) (16日振登第16号 平成16年4月20日)

競技会	登録番号	認定番号	氏名	消除(取消)日	適用条項
中部	2900	B-254	後藤英祐	平成16年4月14日	登録規則第13条第1号

同

(1名) (16日振登第17号 平成16年4月20日)

競技会	登録番号	認定番号	氏名	消除(取消)日	適用条項
北日本	4719		藁谷 聡	平成16年4月15日	登録規則第13条第1号

検車員

認定取り消し

「競輪検車員認定に関する規程」に基づき、下記のとおり認定を取り消しました。

(1名) (15日振登第25号の16 平成16年3月31日)

競技会	認定番号	氏名	認定取消日	適用条項
関東	119	森 一起	平成16年3月24日	第6条第1項第1号

同

(1名) (16日振登第7号 平成16年4月6日)

競技会	認定番号	氏名	認定取消日	適用条項
近畿	630	西上宗治	平成16年4月1日	第6条第1項第2号

同

(1名) (16日振登第7号の2 平成16年4月16日)

競技会	認定番号	氏名	認定取消日	適用条項
中部	1455	藁谷 聡	平成16年4月15日	第6条第1項第1号

同

(2名) (16日振登第7号の3 平成16年4月21日)

競技会	認定番号	氏名	認定取消日	適用条項
中部	404	毛利正俊	平成16年4月20日	第6条第1項第1号
	474	後藤英祐	平成16年4月20日	第6条第1項第1号

お知らせ

**平成16年度車両競技公益資金記念財団助成金
交付に関する要望の受け付けについて**

平成16年4月6日

(財)車両競技公益資金記念財団
理事長 志賀 學

財団法人車両競技公益資金記念財団(以下「本財団」という。)は、日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会(以下「両振興会」という。)の行う公益事業振興補助事業(以下「補助事業」という。)を支援及び補完するため、所要の助成を行っております。平成16年度における本財団の助成事業は、「財団法人車両競技公益資金記念財団の助成金の交付に関する規程」による他、下記要領により実施します。

記

1. 補助事業による施設の補修改善等事業

(1) 助成対象事業

老朽化等による両振興会の補助施設及び本財団の「補助事業による施設の補修改善事業」として助成を受けた施設、設備(以下「補助施設等」という。)の補修改善

ア 補助施設等が完成引渡し後、10年以上経過し、老朽化のため利用上支障をきたし、その原状回復が必

要と認められる施設の補修改善事業

イ 補助施設等が完成引渡し後、10年以上経過し、補助施設等の施設整備水準が、同種の施設の平均的な整備水準を著しく下回っているため、施設の有効利用上重大な障害を生じ、その改善が必要と認められる施設の改善事業

ウ その他補助施設等で運営上緊急に整備改善が必要と認められる施設の改善事業

非常災害による補助施設等の復旧事業

非常災害その他の事由により補助施設等が維持管理上致命的と認められる欠陥を生じ、かつ緊急に復旧することが必要と認められる施設の復旧事業

ただし、両振興会の非常災害の復旧事業の対象となるもの及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用を受けることができるものを除く。

(2) 助成対象主体

補助施設等の設置又は運営に係る法人

(3) 助成対象経費

本財団が、当該事業に直接必要と認められた経費（法人の運営に必要な人件費等の経常経費を除く。）とし、その額は原則として5,000万円以内とする。

ただし、特別養護老人ホーム、青少年の社会教育宿泊施設、看護師養成施設等の施設については、その額は原則として4,000万円以内とする。

(4) 助成率

(1)の の老朽化等による補助施設等の補修改善事業については、原則として助成対象経費の1/2以内とする。

ただし、沖縄県内における事業は、原則としてその3/4以内とする。

(1)の の非常災害による補助施設等の復旧事業については、原則として助成対象経費の2/3以内とする。

ただし、社会福祉施設に係わる事業及び沖縄県内における事業は、原則としてその4/5以内とする。

(5) 建築単価等

本財団が定める建築単価等による。

2. 医療の向上に資する研究事業

(1) 助成対象事業

がん又は心臓病の基礎的又は先駆的研究事業（平成16年度の本事業は、研究事業内容の審査及び研究事業の開始時期の関係から平成15年11月～12月に事前公募し、15年12月に締め切りとなっております。平成17年度研究事業については、平成16年11月以降に事前公募する予定です。）

(2) 助成対象主体

民法第34条の規定に基づき設立された法人の研究機関に所属する研究者を代表とする共同研究グループ

私立学校法に基づき設立された大学の研究機関に所属する研究者を代表とする共同研究グループ

(3) 助成対象経費

本財団が、当該事業に直接必要と認められた経費（法人等の運営に必要な人件費等の経常経費を除く。）とする。

(4) 助成率及び助成限度額

本財団が必要と認める額であって、1,000万円以内とする。

3. 社会福祉ボランティア活動の推進事業

(1) 助成対象事業

社会福祉のためのボランティア活動に必要な各種器材の整備事業

その他社会福祉のためのボランティア活動に係わる事業

(2) 助成対象主体

中央共同募金会等の推せんを受けたボランティア活動団体

(3) 助成対象経費

本財団が、当該事業に直接必要と認められた経費（法人等の運営に必要な人件費等の経常経費を除く。）であって、10万円以上とする。

(4) 助成率及び助成限度額

本財団が必要と認める経費（法人等の運営に必要な人件費等の経常経費を除く。）の9/10を原則とし、限度額は90万円以内とする。

4. 災害等緊急対策事業

(1) 助成対象事業

災害復旧援護に係わるボランティア活動事業

地震等の不測の災害の復興事業又は本財団が特に必要と認める公益上きわめて有益な事業で、緊急に助成すべき事業

(2) 助成対象主体

(1)の の災害復旧援護ボランティア活動事業にあつては、災害復旧援護に係わるボランティア活動団体

(1)の の災害の復興事業、本財団が特に必要と認める公益上きわめて有益な事業で緊急に助成すべき事業にあつては、次の法人とする。ただし、公益性、緊急性が著しく高い事業については、法人格を備えていない場合であっても助成の対象とする。

ア 社会福祉法人

イ 私立学校法に基づいて設立された心身障害児のための教育を行う学校法人

ウ 更生保護事業法第2章に規定する更生保護法人

エ 特定非営利活動法人

オ 民法第34条の規定に基づき設立された法人

(3) 助成対象経費

当該事業に直接必要と認められる経費（法人等の運営に必要な人件費等の経常経費を除く。）とする。

(4) 助成率及び助成限度額

(1)の の災害復旧援護ボランティア活動事業については、本財団が必要と認める額であって、500万円以内とする。

(1)の の災害の復興事業、本財団が特に必要と認める公益上きわめて有益な事業で緊急に助成すべき事業については、原則として助成対象経費の1/2とする。

5. 地域活性化対策事業

(1) 助成対象事業

地域活性化に資する事業

- (2) 助成対象主体
地域活性化に資する事業を実施する法人
- (3) 助成対象経費
本財団が当該事業に直接必要と認める経費(法人の運営に必要な人件費等の経常経費を除く。)とする。
- (4) 助成率
本財団が必要と認める助成対象経費であって、原則として1/2以内とする。
6. 公営競技場所在地域公益増進事業
- (1) 助成対象事業
公営競技場所在地域におけるコミュニティ施設の建設整備、改善による周辺住民の福祉の向上等を図る公益上きわめて有益な事業
- (2) 助成対象主体
公営競技場所在地域の公営競技施行自治体の推せんを受けた次の法人とする。
社会福祉法人
私立学校法に基づいて設立された心身障害児のための教育を行う学校法人
更生保護事業法第2章に規定する更生保護法人
民法第34条の規定に基づき設立された法人
- (3) 助成対象経費
本財団が当該事業に直接必要と認める経費(法人等の運営に必要な人件費等の経営経費を除く。)とする。
- (4) 助成率
本財団が必要と認める助成対象経費であって、その5/6以内を原則とする。
- (5) 建築単価等
本財団が定める建築単価等による。
7. 助成の対象としない事業及び経費
次のいずれかに該当する事業及び経費は、原則として助成の対象としない。
- (1) 営利事業、収益事業、公共事業
- (2) 国又は他の公営競技関係団体の助成を受ける事業
- (3) 交付決定前に既に実施した事業又は着手する予定の事業
- (4) 全面的に第三者に委託する事業
- (5) 特定の政治、宗教、個人に係わる事業
8. 助成金交付申請の方法
- (1) 申請書類の請求
助成金の交付申請は、本財団が定める「助成金交付申請書」(以下「申請書」という。)をもって行うものとし、申請に係る書類は本財団に請求すること。
ただし、社会福祉ボランティア活動の推進事業の申請に係る書類は都道府県共同募金会に請求すること。
- (2) 申請書等の提出
申請書に次の各号に掲げる書類を添付し、本財団に提出すること。
ただし、社会福祉ボランティア活動の推進事業にあつては中央共同募金会又は都道府県共同募金会に提出すること。
助成事業の計画書

助成事業の収支予算書
助成金交付申請者の定款、寄附行為又は会則
助成金交付申請者の役員名簿
助成金交付申請者の前年度の収支決算書
その他本財団が特に必要と認めた場合の関係書類

9. 助成金交付申請書の受付及び締切日
提出された申請書は、随時受け付ける。
ただし、次に掲げる審査委員会の開催時期に応じて、原則として締切日を次のとおりとする。
- (1) 第1回審査委員会 開催時期 平成16年5月下旬 締切日 同年4月1日
- (2) 第2回審査委員会 開催時期 平成16年9月下旬 締切日 同年7月31日
- (3) 第3回審査委員会 開催時期 平成16年12月下旬 締切日 同年10月31日
- (4) 第4回審査委員会 開催時期 平成17年3月下旬 締切日 同年1月31日
10. 事前調査
本財団は、申請を受け付けた事業については、必要に応じて調査を実施する。
11. 助成金交付申請の審査及び交付決定
申請のあった事業については、年4回、上記「9.」に定める時期に審査委員会を開催して内容を審査し、本財団は、助成金交付の決定を行い、決定後遅滞なく申請者に通知する。
12. 申請書の請求及び提出先
〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目9番3号
(日本自転車会館3号館)
財団法人 車両競技公益資金記念財団
業務部 公益振興課
電話 03(3586)1355

あっせん

平成16年4月競輪出場あっせん状況

- 1. 開催状況(4月あっせん対象節数)
 - G 1競輪場 1節 (佐世保)
 - G 3競輪場 3節 (川崎、松阪、高知)
 - F 28競輪場 31節 (函館、青森、平、前橋、宇都宮、京王閣、立川、花月園、川崎、平塚、小田原、静岡、一宮、名古屋、大垣、豊橋、富山、四日市、福井、大津、奈良、和歌山、広島、観音寺、小松島、松山、小倉、久留米)
 - 内 国際競輪 12節 (国際競輪の外国人選手については、あっせん回数に算入しない。)
 - F 41競輪場 59節
 - 内 レインボーカップセカンドステージ 6節

- 2. 選手あっせん依頼数 (あっせん回数に算入しない部分の依頼数を除く。)
 - S 級 1,863人
 - A 級 6,984人
 - 合計 8,847人

- 3. 級別選手1人当たり平均あっせん回数
 - S 級 2.19回
 - A 級 2.38回

4. あっせん選手の交流について
実働選手に対するあっせん依頼数の比率は、S級について

は北日本・南関東・中部・近畿・四国地区が高く、A級については南関東・中部・近畿・四国地区が高い。
このため、あっせん回数の均等のほか、欠場時の対応等も勘案のうえ、あっせん選手の交流を行った。

平成16年4月開催出場あっせん概況表

平成16年3月19日

区分	級班	S級	A級	合計
総人員		865	2,966	3,831
非実働人員		17	33	50
実働人員		848	2,933	3,781
あっせん回数別人員	0回	17	33	50
	1回	5	2	7
	2回	671	1,811	2,482
	3回	172	1,120	1,292
あっせん総数		1,863	6,984	8,847
一人当たり平均		2.19	2.38	2.33

開催状況

- G 佐世保(1節)
 - G 川崎、松阪、高知(3節)
 - F 函館、青森、平、前橋、宇都宮、京王閣、立川、花月園、川崎、平塚、小田原、静岡、一宮、名古屋、大垣、豊橋、富山、四日市、福井、大津、奈良、和歌山、広島、観音寺、小松島、松山、小倉、久留米 (31節)
 - F 41競輪場 (59節)
 - 内 国際競輪 F 12節
 - レインボーカップセカンドステージ F 6節
- 合計 94節

平成16年4月開催競輪選手需給状況表

平成16年3月19日

	S 級			A 級		
	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数
北日本	147	63	2.33	432	308	1.40
関東	204	164	1.24	1,476	688	2.15
南関東	381	140	2.72	1,224	462	2.65
中部	375	112	3.35	1,044	270	3.87
近畿	231	104	2.22	990	334	2.96
中国	51	73	0.70	414	234	1.77
四国	234	71	3.30	612	208	2.94
九州	240	121	1.98	792	429	1.85
全国計	1,863	848	2.19	6,984	2,933	2.38
一人当たり平均 あっせん回数	2.19回			2.38回		

備考 本表は、地区間の選手交流計画に資するため、各地区のあっせん需要数と実働選手数の対比を示したものである。
なお、あっせん回数に算入されない競輪は依頼数から除いた。

平成16年5月競輪出場あっせん計画

1. 開催状況(5月あっせん対象節数)
 - G 4競輪場 4節
(宇都宮、平塚、四日市、観音寺)
 - F 28競輪場 34節
(函館、青森、平、弥彦、前橋、宇都宮、大宮、千葉、花月園、平塚、伊東、一宮、名古屋、岐阜、富山、四日市、福井、奈良、向日町、岸和田、玉野、高松、小松島、高知、小倉、別府、久留米、熊本)
内 愛知万博協賛競輪 2節
 - F 39競輪場 61節
内 全プロ記念競輪 1節
(なお、愛知万博協賛競輪と全プロ記念競輪はあっせん回数に算入しない。)
2. 選手あっせん依頼数
 - S 級 1,836人
 - A 級 7,218人
 - 合 計 9,054人
3. 級別選手1人当たり平均あっせん回数
 - S 級 2.15回
 - A 級 2.48回
4. あっせん選手の交流について
 実働選手に対するあっせん依頼数の比率は、S級については北日本・南関東・中部・四国地区が高く、A級については南関東・中部・近畿・四国地区が高い。
 このため、あっせん回数の均等のほか、欠場時の対応等も勘案のうえ、あっせん選手の交流を行う。

登録・認定数等

平成16年4月1日

項目	現在数	摘 要			
登録選手数	3,821名	S 級		A 級	
		865名		2,956名	
審判員数	866名	S 1	289	A 1	931
検車員数	994名	2	576	2	935
				3	1,090
		3,821名			
先頭誘導選手数	2,884名				

平成16年5月開催競輪選手需給計画表

平成16年3月19日

	S 級			A 級		
	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数
北 日 本	225	62	3.63	720	305	2.36
関 東	279	164	1.70	1,296	689	1.88
南 関 東	324	140	2.31	1,170	453	2.58
中 部	324	115	2.82	1,080	267	4.04
近 畿	225	105	2.14	900	329	2.74
中 国	45	74	0.61	414	231	1.79
四 国	234	70	3.34	702	204	3.44
九 州	180	123	1.46	936	426	2.20
全 国 計	1,836	853	2.15	7,218	2,904	2.48
一人当たり平均 あっせん回数	2.15回			2.48回		

備考 本表は、地区間の選手交流計画に資するため、各地区のあっせん需要数と実働選手数の対比を示したものである。
 なお、あっせん回数に算入されない競輪は依頼数から除いた。

車 券 売 上 状 況

(3月分)

競輪場名	車券売上額(円)			利用者数 (人)	開催 日程	利用者1人 平均購買額	年 度 累 計 (4月~3月)			
	合 計	場 外	電話投票				車券売上率	場 外	利用者数	開催 日数
函 館	0	0	0	0	0	0	13,180,563,000	8,885,601,600	1,088,415	76
青 森	0	0	0	0	0	0	21,278,244,900	16,000,358,200	1,396,172	75
平	9,973,182,500	8,443,511,300	1,001,983,600	622,422	7	16,023	18,609,181,500	12,514,738,700	1,143,646	70
弥 彦	0	0	0	0	0	0	13,518,353,200	9,954,231,400	998,086	70
前 橋	2,028,854,900	878,252,300	288,944,100	152,596	10	13,296	40,415,004,500	27,168,542,000	2,434,438	91
取 手	1,048,435,700	221,603,100	142,425,200	66,075	6	15,867	19,796,105,600	8,030,947,600	1,175,337	76
宇都宮	1,114,267,700	414,783,500	171,004,900	64,776	6	17,202	16,961,803,200	7,072,355,300	1,018,703	70
大 宮	1,041,933,900	144,477,600	156,018,100	72,455	6	14,380	23,650,240,700	10,208,858,500	1,542,620	70
西武園	995,741,700	132,247,200	172,665,100	70,567	6	14,111	17,521,456,300	5,091,762,200	1,274,304	70
京王閣	1,517,739,400	742,048,100	111,380,900	100,014	6	15,175	40,113,453,100	23,768,499,300	2,450,836	70
立 川	1,786,637,500	772,054,300	214,676,900	124,809	6	14,315	40,328,133,500	20,555,698,900	2,655,491	91
松 戸	1,667,880,800	378,243,100	338,881,800	114,420	6	14,577	25,459,885,000	9,305,249,400	1,638,428	73
千 葉	494,274,800	54,022,100	55,216,100	31,104	6	15,891	15,388,142,200	6,964,983,700	976,979	70
花月園	1,105,662,300	258,724,900	231,282,800	82,605	6	13,385	28,509,863,000	15,189,081,400	1,859,020	73
川 崎	1,275,985,600	290,418,000	209,814,500	97,388	6	13,102	36,306,481,200	17,925,899,100	2,367,060	74
平 塚	1,028,933,900	40,248,200	137,608,300	60,932	6	16,887	33,263,113,000	13,484,961,900	2,170,839	76
小田原	1,497,638,500	240,016,200	259,764,500	101,245	9	14,792	18,845,103,800	6,264,731,000	1,136,635	73
伊 東	7,384,832,000	6,081,420,200	803,029,300	520,171	4	14,197	15,118,582,800	8,147,950,000	1,020,387	70
静 岡	26,108,932,500	20,104,028,000	3,309,384,400	1,374,778	9	18,991	39,266,247,400	21,065,613,800	2,134,653	70
一 宮	810,395,200	0	90,756,800	48,873	6	16,582	35,140,495,200	20,559,893,400	1,857,347	70
名古屋	918,449,200	95,330,100	82,838,700	59,187	6	15,518	19,486,949,700	7,621,689,800	1,257,594	76
岐 阜	807,151,800	16,923,700	153,346,000	56,041	6	14,403	17,674,943,800	7,118,373,400	1,071,388	70
大 垣	590,059,900	0	57,839,300	35,059	6	16,830	14,478,926,900	4,913,114,700	1,019,339	73
豊 橋	256,847,000	0	21,032,200	16,650	6	15,426	10,039,999,100	5,055,516,800	747,346	70
富 山	0	0	0	0	0	0	16,070,007,000	8,528,543,900	881,510	70
松 阪	746,119,800	340,553,600	142,921,800	61,142	9	12,203	10,664,992,900	7,317,971,300	731,052	70
四日市	541,099,200	148,545,900	49,793,400	36,035	9	15,016	22,868,495,300	14,441,211,600	1,399,057	73
福 井	680,623,000	199,419,100	155,497,700	104,246	9	6,529	14,672,205,800	9,610,137,200	1,140,790	76
大 津	718,935,200	0	222,324,100	47,738	6	15,060	25,782,276,900	14,652,815,900	1,436,460	76
奈 良	593,661,200	0	118,285,000	38,302	6	15,499	15,827,963,700	6,582,466,500	1,079,836	79
向日町	563,280,600	0	46,060,500	31,934	6	17,639	24,972,617,700	13,321,205,700	1,425,871	79
和歌山	1,181,775,100	667,268,800	212,210,600	95,087	6	12,428	13,745,522,600	7,203,909,800	965,031	70
岸和田	895,913,300	38,019,200	126,574,900	78,396	6	11,428	25,304,557,600	13,223,255,600	1,780,376	73
玉 野	351,979,200	45,832,000	92,808,600	29,224	6	12,044	14,690,079,000	10,161,300,200	946,161	70
広 島	547,364,600	183,398,200	40,968,000	41,311	6	13,250	22,881,364,600	16,526,010,000	1,302,596	70
防 府	730,949,900	502,990,600	127,967,700	81,270	6	8,994	9,653,163,600	6,822,987,200	831,733	70
高 松	557,398,100	121,520,200	103,515,200	41,219	6	13,523	13,508,663,300	7,504,553,500	780,407	70
観音寺	469,196,400	305,621,700	19,151,800	28,581	6	16,416	21,410,168,800	16,751,253,300	1,228,348	70
小松島	1,218,411,500	920,216,800	157,958,500	89,171	6	13,664	10,723,852,300	7,441,113,900	839,938	70
高 知	472,565,600	128,036,400	50,370,800	25,429	6	18,584	24,271,564,200	17,380,786,900	1,282,300	70
松 山	480,870,300	49,073,400	85,422,000	33,885	6	14,191	15,762,973,300	9,896,875,900	1,068,895	70
小 倉	1,655,992,600	391,047,300	758,214,600	156,125	9	10,607	32,718,143,800	19,574,829,800	2,096,980	88
久留米	793,453,200	324,911,500	96,030,900	75,516	6	10,507	23,354,760,600	16,027,366,100	1,421,142	70
武 雄	644,416,100	370,394,700	83,166,400	54,889	6	11,740	9,853,316,500	6,738,261,000	780,642	70
佐世保	215,795,200	50,391,100	16,351,800	13,582	6	15,888	11,997,726,000	8,714,101,500	757,852	70
別 府	1,015,265,600	345,197,100	263,920,700	78,692	9	12,902	13,625,394,400	8,262,355,800	769,671	76
熊 本	498,039,700	0	25,802,500	21,159	6	23,538	14,449,861,800	6,224,498,200	825,874	70
合 計	79,026,942,200	44,440,789,500	11,005,211,000	5,135,100	282	15,390	983,160,944,300	545,776,462,900	62,207,585	3,437